

みんなで作ろう 自治基本条例!



ニュース
第2号

H23. 3. 5 発行

発行元: 袖ヶ浦市自治基本条例策定市民会議

事務局: 市役所企画課 0438-62-2111(内線:265) Fax:0438-62-5916

ホームページ <http://jichikihonsodegaura.web.fc2.com>

市民のみなさん、自治基本条例を一緒に作りましょう!

『自治基本条例とは何か』『なぜ必要か』
『どんな手順で作ろうとしているのか』等
市民会議のメンバーが市民のみなさんのと
ころに説明に伺っています。

その上でみなさんからのご意見を伺い、対
話を重ねながら、可能な限り多くの市民の
意見を基に基本条例素案を策定したいもの
と願っての取り組みです。

この集会は、すでに1月に3回、2月に4
回、自治会や団体、職場などで実施しまし
た。私たちは、これからもどんどんみなさ
んのご意見を伺う会を開いていきたいと思
っています。

会場がなければ準備します。ご遠慮なくお
申し込みください。

<申込み先> 事務局: 市役所企画課

Tel:62-2111(内線265) Fax:62-5916

これまでに出されたご意見 (一部紹介)

- 市民に愛される市になって欲しい。また、「この市に住みた
い」と思われるよう風通しの良い市になって欲しい。
- もっと市民との対話ができるまちだったら・・・上から市民へ
下ろして行くのではなく、行政も市民も共に幸せであるよう
に、心が通いあえたらいいな。
- まちづくりに対する意識を再確認することができました。

など、たくさんのご意見をいただいております。



様々に 広報活動展開中!

袖ヶ浦高校美術部の生徒さんがポスターを作成してくれました!

イベントでチラシの手渡し活動



公民館や行政センター窓口にチラシを設置



【市民の権利と責務部会報告】

「市民の権利」12項目？

「市民の権利」にはどんなものがあるのだろうか？第2回目の部会のテーマです。委員から出された項目は12項目に及びました。その中には、他市にはない「教育」の問題も登場しています。しかし、その全てを掲載することにはなりません。基本条例にふさわしい項目を厳しく討議し、4項目に絞り上げました。さらにこのうち2項目については権利というより責務ではないか…。と討議は続きます。

権利と責務は表裏の関係です。どう位置付けるのか。それには責務項目の確認が必要です。その確認の上で、さらに討議を深めていくことにしました。次回討議が待たれます。

【行政(市長)・議会の役割と責務部会報告】

私達の部会では現在、2回/月のペースで部会を開催しています。最初に議会の役割と責務の論点整理を行い、各部会員の提案項目を盛り込んだ部会の素案を作成しました。その案を部会員全員で内容の検討を行っており、各自からの提案のキーポイントは条例に反映し、制作の過程の意見を残すために解説に残す事にしました。作成した素案は策定市民会議に諮り、皆さんの意見を反映して、条例に取り入れたいと考えています。

次の行政(市長)の項目についても同様に進めます。部会員の中の色々な考え方をどう生かしていくかを喧々諤々の議論をしながら、進めています。

【市民参画と協働部会報告】

市民参画と協働部会の第2回会合が1月17日に、第3回会合が31日に開かれました。

第2回会合では、市民参画と協働に関して他市ではどのような項目があるのか、また、それぞれの項目が設置された意義やそこから伺える市民の意識、それと条例内における位置との関係は…といった基本的な議論がなされました。

第3回目は、さらに一歩進んで、コミュニティの意味や協働の項目が設けられていることの意味等について、突っ込んだ議論が行われました。

今後、さらに各項目ごとに分け入って論点整理等を行っていく予定です。

市民会議等の日程と傍聴のご案内

会議名	日程	場所
①袖ヶ浦市自治基本条例策定市民会議	3/25(金) 14:30～	平川 公民館
②市民の権利と責務部会	3/16(水) 10:00～	市役所
③行政(市長)・議会の役割と責務部会	3/5(土) 13:00～	市役所
④市民参画と協働部会	3/7(月) 15:30～	市役所
	3/22(火) 15:30～	市役所

<傍聴について>

①市民会議…定員 8名 *申込み先着順
申込み〆切 3月22日(火)

企画課に申し込んで下さい。

<企画課> Tel: 62-2111 (内線 265)

Fax: 62-5916